

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月28日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第 6 号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年佐賀県人事委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
附 則 1 ~ 4 略	附 則 1 ~ 4 略 5 <u>平成29年 4月 1日 から平成32年 3月31日 までの間は、第 2 条第 2 号中「県職員給与条例第 9 条第 1 項」とあるのは「佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第40号）附則第 4 条の規定により読み替えられた県職員給与条例第 9 条第 1 項」と、「学校職員給与条例第11条第 1 項」とあるのは「佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第41号）附則第 3 条の規定により読み替えられた学校職員給与条例第11条第 1 項」とする。</u>

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日 から施行する。